

# 基準適合チェックリスト I (構造設備)

点検日			不適項目の改善日		
年	月	日	年	月	日

## ■ プール本体

- 不浸透性材料     給排水及び清掃が容易な構造     水深の明示
- 周囲から汚水が流入しない構造     オーバーフロー溝を設ける
- 循環ろ過方式の浄化設備を設ける
- 新規補給水量と循環水量を把握する専用の量水器を設ける
- 水位調整槽及び還水槽は、容易に清掃・消毒ができる構造
- 給水設備は、給水管にプール水が逆流しない構造
- 排水設備は、排水が短時間に行える能力を有する
- プール水循環用配管経路の途中に、塩素剤等を連続注入する消毒設備を設ける
- 循環水の吐出口は、プール水中の遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度が均一になる位置に設ける
- 循環水取入口・貯水槽内の排水口・吐出口の事故防止対策

開口部の確認	取入口	排水口	吐出口
金網、鉄格子等の設置			
吸付き防止の構造			/
ネジ・ボルト固定			
二重構造			/

## ■ プールサイド

- 不浸透性材料     滑り止め構造     救急作業を妨げない十分な広さ

## ■ 通路

- 不浸透性材料     滑り止め構造     施錠ができる構造

## ■ 機械室

## ■ プール水の汚染防止のための洗浄設備(足洗い場・腰洗い槽又はシャワー)

- 更衣所及び便所から貯水槽に至る途中に設置する
- シャワーの場合は温水使用など適温で、自動放水又は常時放水する機能をもち、全身を洗浄できるもの

## ■ 水泳後に身体を清浄にするための洗浄設備(シャワー)

- 適正な位置に設置     屋内プールの場合は温水使用

## ■ 薬剤等の保管設備

- 施錠可能な専用の保管施設     薬剤ごとに専用の保管設備

## ■ 更衣所・便所

- 男女別に設置     外部から見通すことのできない構造
- 更衣所内に衣服等を安全で衛生的に保管できる設備を設ける
- 水洗式の便所     便所の床は不浸透性材料
- 男子用(1個/60人)、女子用(1個/40人)の便器の設置
- 男子用便器5個ごとに男子用大便器1個を設ける

## ■ 水泳者50人あたりに1個設置するもの

- 洗面水栓(洗面所)     飲用水栓(水飲み場)     洗眼器(洗眼所)

## ■ 屋内・夜間プール

- 屋内プールや夜間使用する屋外プールは、貯水槽の水面やプールサイドの床面で常時100ルクス以上を確保できる照明設備を設ける
- 屋内プールには、十分に換気ができる設備を設ける

## ■ 救護所・監視所

- 応急措置のできる設備を有する救護所を設ける
- 救命浮輪、麻なわ等の救命器具を備えた監視所を設ける
- 監視所は施設全体を見渡せる場所及び位置に設ける
- 一か所の監視所で全体を見渡すことができない場合は、複数設ける

## ■ 緊急時等の連絡周知対策

- 確実に周知するため、施設に放送設備・連絡設備を整備する

## ■ その他の設備を設ける場合

- 休憩所はプールサイドと区画し、飲食物等による汚染を防ぐ構造とする
- 観覧席は出入口を水泳者と区別し、プールサイドと、垣、さく等で区画する
- 遊戯設備は危害防止構造のものを安全な場所に配置する

# 基準適合チェックリストⅡ（維持管理）

点検日			不適項目の改善日		
年	月	日	年	月	日

## ■ 貯水槽

- プール水の全換水及び貯水槽の清掃(1回以上/年)
- 開口部の安全確認(全換水時)
- 貯水槽点検時に開口部の金網・鉄格子等の固定状況の確認
- 開口部付近の水泳者の安全状況を常時確認

## ■ 水位調整槽、還水槽

- 清掃(1回以上/年)
- 点検を適宜実施

## ■ 洗浄設備

- 足洗い場・腰洗い槽は、常に適量の塩素剤を入れておく
- シャワー、洗面所、水飲み場、洗眼所は飲用に適する水を使用

## ■ 照明設備

- 屋内プールや夜間使用する屋外プールは、照明を十分ににする

## ■ 換気設備(屋内プール)

- 空気中の二酸化炭素を測定する(1回/2月以内)
- 空気中の二酸化炭素の含有率が基準に適合
- 換気を十分ににする

## ■ 入口、更衣室等の見やすい場所に掲示

- 注意事項
- 開場時間
- 水質検査
- 構造設備点検の結果

## ■ 維持管理状況の記録

- プール日誌
- 3年間保管

## ■ 薬剤等の取り扱い

- 薬剤保管容器に名称を記載し、薬剤の種類を明確化
- 薬剤の補充等を実施する係員は、十分な知識をもった者

## ■ 水質検査

- 遊離残留塩素の測定(1回以上/毎時・対角線上に2か所)
- 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌、一般細菌の検査(1回以上/毎月)
- 加温装置使用で温水を利用する場合、レジオネラ属菌の検査(1回以上/年)
- 水質検査結果が水質基準に適合

## ■ 救命措置等

- 監視人を適当数配置
- 監視人に対する研修及び訓練の実施
- 2ヶ所以上の最寄の医療機関を把握し、緊急時の連絡体制を整備する
- 救命器具は、直ちに使用できる状態

## ■ 施設管理

- 施設には、じんかい等の汚物を停滞させない
- 常に整頓し、水泳者が利用する場所を清掃(1回以上/毎日)
- 他人に危害を及ぼし、衛生を損なうおそれのある物をみだりに持ち込ませない
- 水泳者に他人の妨げ又は迷惑となる行為をさせない
- 閉場後は、直ちに施設を点検し、異常の有無を確認
- 水泳に適さない状態、又はそのおそれのある状態のとき、水泳させないよう必要な措置を講じる
- 伝染性疾患の罹患者、泥酔者、付添人のいない幼児等、他人の迷惑となるおそれがある者を入場させない

## ■ 届出

- 疾病や事故が発生したときは、遅滞なく知事に届け出る
- 営業者は、許可申請事項・届出事項の変更時や休止後の再開時は、その旨を保健所長に届け出る

備考

--